

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 二五二
- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 二五三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二五三
- 公 告 二五三
- 一般競争入札を行う件 二五三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二五四

告 示

福島県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まぢづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザ・ビッグ福島鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物に関する事項
 - (-) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。
 - また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

- (二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
- 2 交通に関する事項
 - (-) 駐車場出入口について、オープン時・祝祭日・繁忙期に限らず、混雑が予想される場合には、歩行者、自転車等の交通事故防止のため交通誘導員を配置し安全管理に努めること。
- 3 騒音に関する事項
 - (-) 店舗の営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されますが、特に当該店舗の敷地南東側には住宅が隣接していますので、受電設備・発電機等の設置場所・機種を選定にあたっては、十分留意してください。
 - また、環境関係法令に基づく届出について、遺漏のないようにしてください。（商業まぢづくり課）

福島県告示第三百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まぢづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル町北町店 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字宮下百十一番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
 - 1 来店及び退店車輛の誘導方法、経路等については、関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等の解消に積極的
に努めること。
 - 2 出店後においても、周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望などの問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 - 1 意見書の提出者
会津若松商工会議所
 - 2 意見の概要
国道四十九号沿いは、会津アピオをはじめ、多くの大型店・中規模店・ロードサイド事業所が立地している地域です。特に、平成二十一年にはケーズデンキ会津若松本店、ユニクロ・西松屋会津アピオ店、ニトリ会津若松店が相次いで出店し、交

通渋滞や交通事故等の発生が多発する状況になっています。更には、中心市街地の会津サティと中合会津店が平成二十二年までに相次いで閉店したことで、消費者の流れが中心市街地から郊外に大きく移り、更に交通量が激しい地域となっています。今回の出店場所は、国道四十九号沿いの中でも、信号待ち等による交通渋滞が激しい十字路交差点付近であり、当該店舗の出店により、交差点付近の交通量は今以上に増加することが予想されるもので、こうした事情を踏まえ、下記の通り改善を求めます。

(一) 駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) 出店計画に示されている、喜多方・坂下方面から国道四十九号を經由せず、藤室街道を利用するルートであるが、市道三の八十三号の道幅も車一台通行できる程度で、また、側溝の防衛処置も施されておらず、特に冬場は雪により、さらに狭くなり、また、夜間通行時には街灯もなく、暗闇での歩行者の確認遅れによる人身事故の増加が危惧されるもので、早急に街灯の設置をはじめ、グレーチング等による蓋での側溝転落事故の防止、あるいは道路の拡幅、信号による相互通行を施し、安全確保を図ること。

(2) 喜多方・坂下方面からの最短距離である国道四十九号を利用した場合は、市道三の五十号線との十字路交差点を右折進入する車両の増加に伴い、交通事故等を誘発する危険性を伴っており、国道四十九号と市道三の五十号線との十字路交差点に信号機等の設置による安全確保を図ること。

(3) 旧国道百二十一号交差点の石堂町方面からの車線が片側一車線の為、右折車がある場合、直進・左折とも通行が困難である。この地点に右折レーンの設置及び右折信号を新設し、渋滞緩和による安全緩和を図ること。

(4) 国道四十九号から店舗へ進入する中心出入り口地点では、二車線のうち、一車線が渋滞することが予想されるため、入庫用の待避路を新設し、渋滞緩和による安全確保を図ること。

(5) 立地上、既存の駐車場では手狭になる場合が予想される事から、補完駐車場の確保による消費者の利便性を図ること。

(二) 歩行者の通行の確保等

(1) 特売日等は、歩行者の安全を確保するため、誘導員の配置をし、安全確保を図ること。

(三) 騒音の発生に係る事項

(1) 外部放送や来店者のアイドリングストップに充分配慮し、周辺住民に対して配慮すること。

(四) 廃棄物等に係る事項

(1) 来店者等のポイ捨てに対して注意を促し、店外美化に配慮すること。
 (2) 定期的な清掃をし、廃棄物等から発する悪臭等に充分配慮すること。

なお、七十から八十名の地元雇用が見込める事と併せ、消費者の購買意欲の増加に伴い、賑わい創出等の効果も期待できるものと考えられますが、当所が推進している地域の特色を活かした消費者に愛される「商店街づくり」やコンパクトシティ「歩

て暮らせるまちづくり」の実現の観点から、当所としては、当該店舗のみならず、郊外大型店の出店については反対である。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十四年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蝕病	蜜蜂	患畜	一群	南会津郡	平成二十四年七月一七日	自衛殺

(畜産課)

福島県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
南会津郡南会津町浜野字滝沢九六五の四
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

公 告

公告第213号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県防災事務連絡システム更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年7月27日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県防災事務連絡システム更新業務一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成25年3月15日まで
 - (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか83箇所）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年8月17日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県生活環境部県民安全総室災害対策課分室
 電話024-521-7195

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年8月17日（金）午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 平成24年7月27日（金）から同年8月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所と同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、240円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成24年8月14日（火）午後5時15分までに必着で請求

すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年9月6日（木）午前10時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年9月5日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required: Disaster Prevention Office Network System 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 6 September 2012
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 5 September 2012
- (4) Contact point for the notice: Disaster Prevention Division, Public Safety Office, Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL: 024-521-7195
 (災害対策課)

分館 第144号

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 第144号の11番3号の郵便局

仁井田地区に係る県営戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業（農地整備事業）の工事は、平成二十四年六月十五日完了したので公告する。
平成二十四年七月二十七日

福島県知事 佐藤雄平
（農村計画課）